

2025年8月7日

大津市長

佐藤 健司 様

日本共産党大津市議員団

幹事長 杉浦 智子

**安心して医療にかかれるよう国民健康保険証の有効期限切れに伴う
暫定的な取り扱いの周知・徹底を行うことについて（要請）**

平素は市民の命と健康を守る保健行政にご尽力いただき敬意を表します。

さて政府は昨年12月2日に従来の保険証の新規発行を停止しました。全国保険医団体連合会の調査によりますと、同発行停止以降、9割の医療機関の窓口において、認証エラーなどのトラブルが発生しているとしています。

マイナンバーカード本体の有効期限は原則10年間ですが、カードに内蔵された「電子証明書」の有効期限は5年です。2025年問題と呼ばれるように、2025年は電子証明書更新の対象者が2768万人発生すると見込まれており、今後さらに自治体窓口の混乱が予測されています。そして本市の国民健康保険の被保険者においては、先月末日に保険証の有効期限が切れ、使えなくなっています。

医療機関での受診に伴う保険証提示において、資格確認書と資格情報のお知らせとの違いが分かりづらく、資格情報のお知らせのみを持参する事例も起きています。そうしたトラブルの度に医療機関ではオンライン資格確認システムに資格情報を照会する必要があり、受付業務が煩雑になり、現場の混乱を引き起こしています。

こうした事態を回避するため厚生労働省は去る6月27日、事務連絡「健康保険証の有効期限切れに伴う暫定的な取り扱いに関する疑義解釈資料の送付について」を発出しました。これにより有効期限が切れた健康保険証を引き続き持参する患者や、「資格情報のお知らせ」のみを持参する患者に対して、移行期の暫定的な取り扱いとして、「被保険者番号等によりオンライン資格確認システムに資格情報を照会するなどした上で、患者に対して3割等の一定の負担割合を求めてレセプト請求を行うこととする運用は、保険医療機関等の現場における実態を勘案すれば、暫定的な対応として差し支えないものとする」との解釈を示しています。

今般の緊急的な対応は2026年3月末日までの暫定措置で、場当たりのなもので医療機関や自治体窓口でのリスクは続きますが、少なくとも市民が安心して医療機関にかかれるようこれら対応の周知・徹底を行うなど下記のとおり要請するものです。速やかな対応を求めます。

記

1. 厚生労働省が発出した暫定的な取り扱いについて、市内各支所を含む関係部局に周知・徹底を行うこと
2. 厚生労働省が発出した暫定的な取り扱いについて、医療機関に周知・徹底を行うとともに、被保険者に対する丁寧な対応への協力を求めること
3. 資格確認書と資格情報のお知らせとの違いや資格確認書の申請、マイナ保険証の更新や登録、解除などの手続きについて、当事者の理解が図れるよう丁寧に行うこと
4. ホームページにおいても厚生労働省が発出した暫定的な取り扱いについて掲載し、周知に努めること
5. 従来の健康保険証をこれからも使えるようにすることや、希望者に対してはマイナ保険証と併用できるように国にあらためて求めるとともに、保険者として本市独自の対応を行うこと

以 上